

職員退職手当支給規程

国立研究開発法人

宇宙航空研究開発機構

職員退職手当支給規程

	平成15年10月1日	規程第15-29号
改正	平成17年 1月31日	規程第17- 1号
改正	平成20年12月22日	規程第20-92号
改正	平成22年 3月18日	規程第22-11号
改正	平成23年 3月31日	規程第23-19号
改正	平成25年12月27日	規程第25-29号
改正	平成27年 3月31日	規程第27-25号
改正	平成28年 6月28日	規程第28-46号
改正	平成28年11月 9日	規程第28-77号
改正	平成30年2月26日	規程第30-6号
改正	令和 2年 3月 26日	規程令和第 2-17号
改正	令和 4年 9月 12日	規程令和第 4-62号
改正	令和5年 7月24日	規程令和第 5-32号
改正	令和 6年 9月30日	規程令和第 6-65号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の種類)

第2条 職員の退職手当は、退職金及び弔慰金とする。

(退職金の支給基準)

第3条 退職金は、職員が退職した場合にはその者に、職員が死亡した場合には、その遺族に支給するものとする。ただし、職員が勤続6月未満で退職又は死亡した場合には退職金は支給しない。

(退職金)

第4条 退職金は、次条の規定により計算した退職金の基本額に、第4条の3の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額を支給する。

(退職金の基本額)

第4条の2 退職金の基本額は、職員が退職し又は死亡した日における本給及び本給の調整額の月額合計額(以下「算定基礎額」という。)に、次の各号の区分に従い、当該各号

に定める割合を乗じて得た額の合計額に、100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、各号の合計額が算定基礎額の100分の5,500を超えるときは、算定基礎額の100分の5,500に100分の83.7を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき 100分の100
- (2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき 100分の140
- (3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき 100分の180
- (4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき 100分の200
- (5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき 100分の100

(退職金の調整額)

第4条の3 退職金の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月（休職（業務上の傷病による休職、通勤災害による休職及び機構の都合による休職を除く。）、停職、育児休業又は配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日があった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の調整月額表に掲げる職員の区分（その者の属する職務の等級に応じて定める区分）に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

調整月額表

区分	職務の等級	調整月額
第1号	一般職8級	70,400円
第2号	一般職7級及び教育職4級	65,000円
第3号	一般職6級	59,550円
第4号	一般職5級及び教育職3級	43,350円
第5号	一般職4級及び教育職2級	27,100円
第6号	教育職1級	21,700円
第7号	その他の級	0円

- 2 退職した者の勤続期間に第10条第1項、第2項及び第10条の2第2項に規定する期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 退職した者で、同一の月において二以上の区分に属していたこととなる場合には、当該月において当該職員の区分のうち調整月額が最も高い額となる区分のみに属していたものとする。
- 4 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の在職期間の末日の属す

る月に近い月に係るものを先順位とする。

5 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額とする。

(1) 自己都合により退職した者（傷病又は死亡による場合を除く。以下「自己都合退職者」という。）に該当せず、その勤続期間が5年未満のもの

(2) 自己都合退職者に該当し、その勤続期間が10年以上25年未満のもの

6 第1項から前項までの規定により計算した退職金の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1) 前条の規定により計算した退職金の基本額が0である者

(2) 自己都合退職者に該当し、その勤続期間が10年未満のもの

(3) その者の非違により退職した者であって理事長が指定するもの

（特定基準日の翌日以降に退職した場合の退職金の基本額に係る特例）

第4条の4 教育職職員（就業規則第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。）を除く職員が年齢60歳に達した日以降における最初の3月31日（以下「特定基準日」という。）の翌日以降に退職した場合においては、その者に対する退職金の基本額は、第4条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額に、100分の83.7を乗じて得た額とする。

(1) その者の特定基準日までの勤続期間及び特定基準日における本給（以下「特定基準日算定基礎額」という。）に、第4条の2の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を合計した割合を乗じて得た額。ただし、その額が特定基準日算定基礎額の100分の5,500を超えるときは、特定基準日算定基礎額に100分の5,500を乗じて得た額。

(2) 退職日におけるその者に対する職員給与規程別表第1に定める級号給に100分の70を乗じた額（以下「退職日算定基礎額」という。）に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除して得た割合を乗じて得た額。ただし、ア及びイに掲げる割合の合計が100分の5,500を超えるときは、100分の5,500からイに掲げる割合を控除した割合を退職日算定基礎額に乘じて得た額。

ア 第4条の2の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を合計した割合

イ 前号に掲げる額の特定基準日算定基礎額に対する割合

（退職金の基本額の増額）

第5条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条の2又は第4条の4の規定により計算して得た額に算定基礎額（第4条の4の適用を受ける者については特定基準日算定基礎額）に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(1) 傷病によりその職に堪えず退職した場合若しくは死亡した場合又は予算の減少その他業務運営上やむを得ない事由により退職させられた場合

(2) 職員が勤続10年以上であって定年により退職した場合

- (3) 職員が勤続15年以上であって職務上特に功労があった者が退職した場合
- (4) 前3号に準ずる特別の事由により退職した者であって、特に増額の必要があると認められた場合

(退職金の基本額の減額)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第4条の2又は第4条の4の規定により計算して得た額から当該額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

- (1) (削除)
- (2) 勤務成績が著しく不良のための退職 100分の50
- (3) 懲戒処分による懲戒解雇に準ずる事由による退職 100分の50
- (4) 次の事由の一に該当する場合 100分の100から100分の60
 - ア 懲戒処分による懲戒解雇
 - イ 禁錮以上の刑に処せられたことがあり（執行猶予付きの場合も含む。）、その後退職した場合（退職後に起訴された場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑に限る。以下同じ。）

2 前項第4号の規定により減額する場合には、人事制度の運用に係る委員会設置規程（規程第15-10号）第7章に定める懲戒委員会（以下「懲戒委員会」という。）又は同規程第9章に定める退職金審査委員会（以下「退職金委員会」という。）における調査及び審議を経ることとし、当該職員の職務及び責任、当該職員が行った非違の内容及び程度並びに当該非違が職務に対する国民の信頼に及ぼす影響等を勘案して決定しなければならない。

(退職金の基本額の減額の特例)

第7条 職員が科学技術企業年金基金（以下「企業年金基金」という。）の加入員である期間（旧科学技術厚生年金基金の加入員であった期間を含む。以下「加入員期間」という。）が15年以上で退職し又は死亡した場合には、第4条の2又は第4条の4の規定により計算して得た額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により計算して得た額（以下「対象額」という。）に次の各号に掲げる勤続期間（加入員期間を勤続年数とみなした場合における当該勤続期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減額する。ただし、特定基準日及び退職し又は死亡した日における本給月額が年金基金の標準給与の最高限度額を超えるときは、その最高限度額をもって本給月額とする。この場合において、特定基準日及び退職し又は死亡した月の前月（特定基準日及び退職し又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、特定基準日及び退職し又は死亡した月の前月（特定基準日及び退職し又は死亡した日が月の末日である場合は当月）以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって

標準給与の最高限度額とみなす。

- (1) 勤続期間が15年の場合にあつては、100分の1.5の割合
 - (2) 勤続期間が15年を超え30年までの場合にあつては、100分の1.5に15年を超える勤続期間1年につき100分の0.1を加えた割合
 - (3) 勤続期間が30年を超える場合にあつては、100分の3の割合
- 2 企業年金基金の加入員であつたことによりすでに退職金の減額を受けた者に対し、再び退職金を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした全期間について算出される減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。
- (1) 再び支給する退職金の額の算出の基礎となる本給月額(この場合において、前項ただし書を準用する。)に基づいて、すでに減額を受けた勤続期間について算出される対象額
 - (2) すでに減額を受けた勤続期間に対応する前項各号の割合
- 3 前2項に規定する勤続期間の計算にあたって1年未満の月数が生じた場合は、これを計算の基礎としない。
- 4 この条の規定による減額は、第4条の2又は第4条の4の規定により支給する退職金の基本額の額を限度とする。

(退職金の支給一時差止)

- 第8条 退職した職員に対しまだ当該退職に係る退職金が支払われていない場合において、懲戒委員会の審議の結果、理事長が当該職員が懲戒解雇に値する行為を行ったと判断したときには、退職金委員会の調査及び審議が完了するまでの間、退職金の支給を差し止める。
- 2 職員が次の各号の一に該当する場合には、退職金の支給を一時差し止める。差し止めた退職金は、判決の確定後又は不起訴処分の決定後、速やかに支給する。ただし、禁錮以上の刑に処せられた場合は、退職金委員会の調査及び審議の完了後に支給する。
- (1) 職員が刑事事件に関し起訴又は逮捕された場合において、その判決の確定前に退職したとき
 - (2) 退職をした職員に対しまだ当該退職に係る退職金が支払われていない場合において、当該職員が刑事事件に関し起訴又は逮捕されたとき。

(勤続期間の計算)

- 第9条 退職金の算定の基準となる勤続期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。ただし、その期間のうちに次の各号に該当する期間があるときは、その期間から、それぞれの期間に次の各号の割合を乗じて得た期間を除算する。なお、介護休業をした期間は、勤務したものとみなす。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたことによる休職期間 2分の1
 - (2) 停職期間 2分の1
 - (3) 私傷病による休職期間 2分の1
 - (4) 育児休業又は出生時育児休業をした期間 2分の1（ただし、当該育児休業又は出生時育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間は3分の1）
 - (5) 削除
 - (6) 就業規則第23条第1項第5号に定めるその他特別の事由がある場合に該当する期間は次のアからエのとおり。
 - ア 自己研鑽のため休職をした期間 2分の1
 - イ JAXAベンチャー支援規程（規程第16-19号）に基づきJAXAベンチャーの活動をするため休職をした期間 1分の1
 - ウ JAXAベンチャーのための休職に係る取扱い規則（人事部長通達第30-11号）に基づきベンチャー休職中の部分就業を行った期間 5分の4
 - エ ア、イ及びウ以外の事由に該当する期間 別途定める。
- 2 前項ただし書に定めるもののほか、配偶者同行休業をした期間があるときは、その月数（現実に職務をとることを要する日があった月を除く。）を除算する。

（国等の機関から復帰した職員等に対する退職金に係る特例）

- 第10条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。）、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者がさらに引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての勤続期間の始期から後の職員としての勤続期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた勤続期間とみなす。
- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた勤続期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた勤続期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、第3条の規定にかかわらず退職金は支給しない。

- 4 就業規則(規程第15-23号)第23条第1項第4号の規定による休職期間は、職員の引き続いた勤続期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の勤続期間の計算については、職員としての勤続期間はなかったものとみなす。

(教育職職員と国立大学法人等の職員との在職期間の通算の特例)

- 第10条の2 教育職職員が、国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人大学入試センター（以下「国立大学法人等」という。）の職員となるため退職（職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続いて国家公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職した後引き続いて再び職員となる者の退職を除く。）し、かつ、引き続いて国立大学法人等の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職金に関する規定によりその者の当該国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算され、退職金が支給されることと定められている場合においては、第3条の規定にかかわらず退職金は支給しない。
- 2 国立大学法人等の職員が、機構の教育職職員となるため退職（第10条第2項の規定に該当する退職を除く。）し、かつ、引き続いて教育職職員となった場合におけるその者の職員として引き続いた勤続期間には、その者の当該国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、その者が当該国立大学法人等を退職したことにより退職金（これに相当する給付を含む。）の支給を受けていたときは、この限りでない。
 - 3 前項に該当する職員が退職し又は死亡した場合の退職手当の額については、この規程にかかわらず、当該退職し又は死亡した日の算定基礎額に、機構採用前の当該国立大学法人等に引き続き在職していたと仮定した場合に適用される当該国立大学法人等の退職手当の規定を準用した割合を乗じて得た額とする。

(特定基準日以降に退職した職員の退職金の調整額及び増額に係る特例)

- 第10条3 第4条の3第5項第2号又は第6項第2号の規定にかかわらず、職員が、自己都合退職者に該当する場合であっても、特定基準日（ただし、教育職職員の場合は、年齢63歳に達した日以降における最初の3月31日をいう。本条において同じ。）以降に、その者の非違によることなく退職したときは、その者に対する退職金の調整額は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 勤続期間が5年未満である場合 第4条の3第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 勤続期間が5年以上である場合 第4条の3第1項の規定により計算した額

2 第5条の規定にかかわらず、職員が勤続10年以上であって、特定基準日以降にその者の非違によることなく退職した場合は、第4条の4の規定により計算して得た額に特定基準日算定基礎額に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

3 本条の規定は、2031年3月31日までに廃止するものとする。

ただし、本条の規定を廃止した場合であっても2024年3月31日までに採用された職員が特定基準日に退職した場合には、なお従前の例によることとする。

(弔慰金)

第11条 職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における算定基礎額（第4条の4の適用を受ける者については特定基準日算定基礎額）に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(退職手当の支給)

第12条 退職手当は、法令及び機構と労働組合又は職員の代表者とが締結した給与控除に関する協定により、退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(退職金の返還請求)

第12条の2 退職金の支払い後に、次の各号の一に該当する場合は、理事長は、退職金委員会の審議結果を踏まえ、当該退職金の全部又は一部の返還請求を行う。

(1) 懲戒委員会の審議の結果、理事長が当該職員が在職期間中に懲戒解雇に値する行為を行ったと判断したとき。

(2) 刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

2 前項の退職金委員会の開催にあたっては、人事制度の運用に係る委員会設置規程第42条の規定に基づき、返納を請求した相手方に対して、意見を申し述べる機会を与えなければならない。

3 退職金の全部又は一部の返還請求は、退職の日から5年以内に限り行うことができる。ただし、遺族に対しては退職の日から1年以内、遺族を除く相続人に対しては6月以内とする。

4 返還請求する額の算定に当たっては、第6条の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、遺族又は相続人に対して返還請求を行う場合には、当該遺族又は相続人の相続財産の額、生計状況等を勘案して、前項の規定により算定した返還請求額の全額または一部を請求をしないことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第13条 第3条、第11条及び第12条の2に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持し又は生計を共にしていた者
 - (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 機構の成立の日の前日に宇宙開発事業団の職員であつた者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、宇宙開発事業団の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。
- 3 機構の成立の日の前日に宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所又は宇宙開発事業団の職員(以下「旧宇宙3機関職員」という。)であつた者から機構の成立の日に引き続き機構の職員となった者のうち、退職し又は死亡した日における本給月額(第4条の4の適用を受ける者については特定基準日算定基礎額)が機構の成立の日の前日の俸給月額又は本給月額を下回る者については、第4条の2中「退職し又は死亡した日における本給及び本給の調整額又は第4条の4中における特定基準日における本給」とあるのは、「機構の成立の日の前日の俸給又は本給並びに退職し又は死亡した日における本給の調整額」と、第11条中「死亡した日における算定基礎額(第4条の4の適用を受ける者につい

ては特定基準日算定基礎額)」とあるのは「機構の成立の日の前日の俸給又は本給並びに死亡した日における本給の調整額の月額の合計額」とする。この場合において、機構の成立の日以後に、給与改定又は降格等により本給月額が減額された場合は、機構の成立の日の前日の俸給月額又は本給月額は、当該減額された額を差し引いた額とする。

- 4 機構の成立の日の前日に旧宇宙3機関職員であった者から機構の成立の日引き続き機構の職員となった者が、機構の成立の日から平成16年9月30日の間に退職した場合の退職手当の額については、これらの者に国家公務員退職手当法を適用した場合に得られる割合とこの規程により得られる割合のいずれか高い方の割合に、この規程による算定基礎額を乗じて得た額とする。
- 5 臨時に勤務する職員（勤務形態が正規の職員に準ずる者に限る。）として在職し、引き続いて職員として採用された者が退職し又は死亡した場合は、第9条の規定にかかわらず、臨時職員として在職した期間はこれを人事部長が別に定めるところにより職員として勤務したものとみなし、その者の勤続期間に通算することができる。

附 則（平成17年1月31日 規程第17－1号）

この規程は、平成17年1月31日から施行する。

附 則（平成20年12月22日 規程第20－92号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日 規程第22－11号）

この規程は、平成22年3月18日から施行する。

附 則（平成23年3月31日 規程第23－19号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日 規程第25－59号）

- 1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第4条の3の規定の適用については、施行日から平成26年9月30日までの間においては支給しないものとし、同年10月1日から平成27年6月30日までの間においては、同条で算出した額の2分の1に相当する額とする。
- 3 改正後の第4条の2の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成27年6月30日までの間においては「100分の92」と読み替えるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、経過措置期間中にあっては、退職時に適用される退職金の

計算により得られた額よりそれ以降の期間に適用される経過措置又は経過措置終了後に適用される計算により得られた額が高額であれば、その最も高い額を支給する。ただし、改正前の職員退職手当支給規程の計算により得られた額を上限とする。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 規程第 27-25 号）
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 28 日規程第 28-46 号）
この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 9 日規程第 28-77 号）
この規程は、平成 28 年 11 月 9 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日より適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 26 日規程第 30-6 号）
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前のメディア教育開発センターの職員としての在職期間（当該在職後引き続き放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 2 条第 1 項に規定する放送大学学園の職員となった場合におけるその在職期間を含む。）については、改正後の第 10 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日 規程令和第 2-17 号）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（令和 4 年 9 月 12 日 規程令和第 4-62 号）
- 1 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
 - 2 施行日前に育児短時間勤務の承認を得た職員について、改正前第 9 条第 1 項第 5 号の適用は、当該承認を得た育児短時間勤務の期間に限り、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 7 月 24 日 規程令和第 5-32 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日 規程令和第 6-65 号）
この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。